

企業主導型保育事業における共同利用に関する契約書

共同利用契約法人 (甲) :

運営法人 (乙) : 株式会社宝の森

上記の共同利用契約法人 (甲)、運営法人(乙)において、企業主導型保育事業の共同利用に関し、次の通り契約を締結する。

第 1 条 (企業主導型保育事業の目的)

甲は、乙の企業主導型保育事業に対し、共同利用の実施により保育を通して、保護者の就労支援、子育て支援、その他福利厚生を目的に本契約を締結する。共同利用を実施する施設は、下記の企業主導型保育施設とする。

多摩平たから保育園 日野市多摩平 2-4-1 イオンモール多摩平の森

第 2 条 (契約期間)

契約期間は、1 年間毎の自動更新とし (利用者は甲に勤める従業員が、乙の保育事業を利用する期間とする。) 甲又は乙のどちらか一方が契約の更新を望まないときは、契約を終了させるものとする。

第 3 条 (共同利用契約数、利用料 (共同利用契約法人負担月額)、利用者との契約)

本契約書に基づく共同利用契約数は 1 名以上定員の範囲内とし、乙は甲に対し共同利用契約法人負担月額は、無料とし徴収しないものとする。但し、保育を利用する保護者に対しては、利用者負担月額、その他 費用は運営規定・利用契約書・重要事項説明書で別途定めた利用料金を徴収するものとする。甲の従業員が利用を希望する場合は第 1 条に定める乙の各施設との直接契約にて保育の利用を可能とする。(ただし定員満了の場合は利用不可)

第 4 条 (保育利用中の事故防止、賠償等および責任、守秘義務、個人情報、その他等について)

